

- ◆病床運用がひっ迫し、入院調整が極めて困難な状況となっている。  
とりわけ、病院内で発生した新規陽性者を確保病床で受け入れていることが、大きな要因となっているため、特措法第24条第9項により、患者受入等について受入医療機関に緊急要請（2月14日付）。

## 対象：すべての受入医療機関

- ・**コロナ以外の入院患者がコロナ陽性となった場合、引き続き、自院でコロナ対策を講じ治療を継続**  
※確保病床での受入を継続できるよう、原則として当該患者は別途受入体制・病床を確保し対応

## 対象：重症患者受入医療機関

- ・**重症フェーズ4**の確実な運用
- ・重症拠点病院及び中等症・重症一体型病院①（うちECMO対応可）については、他の救急医療機関と役割分担の上、**重症フェーズ5に準じた病床を運用**

## 対象：中等症・重症一体型病院②

※これまでの要請に加え、**今回下線部を新規要請**

- ・新規重症患者の受入
- ・他院からの重症患者の受入及び**中等症Ⅱ患者(挿管を希望しない患者含む)の受入**
- ・コロナ重症患者に加え、疑似症等救急搬送困難患者の受入（陽性が判明した場合、重症病床で受入）